

# 阿波市ケーブルネットワーク番組基準

## 第1章 基本原則

(趣旨)

第1条 阿波市ケーブルネットワーク施設は、すべての市民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏、不党の立場を守って放送による言論と表現の自由を確保し、豊かでより良い放送を行うことにより、公共の福祉の増進と文化の向上を図らなければならない。

2 基本原則は、次の各号による。

- (1) 基本的人権を尊重し、民主主義の精神の徹底を図る。
- (2) 教養、情操、道徳による人格の向上を図るとともに合理的精神の涵養に努める。
- (3) すぐれた文化遺産の保護継承と新しい文化育成、普及に貢献する。
- (4) 公共放送としての権威と品位を保ち、市民の信頼と要望に答える。
- (5) 災害などの緊急事態にあたっては、率先して情報を提供し、人命、財産を守り、災害の予防と拡大防止に寄与する。

## 第2章 一般放送番組の基準

(人権、人格、名誉)

第2条 人権、人格、名誉に関する事項はこれを尊重し、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 人命を重視すること。
- (2) 個人及び団体の名誉を傷つけ、信用を損なわないこと。
- (3) 職業を差別的に取り扱わないこと。

(人種、民族、国際関係)

第3条 人種、民族、国際関係に関する事項は、人種的、民族的偏見を持たせることのないよう留意し、国際親善を妨げないものとする。(宗教、政治、経済)

第4条 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱うものとする。

2 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

3 政治上の諸問題は、公正な立場を守り、公職選挙法に基づく政見放送及び経歴放送は、すべての候補者に平等に機会を提供するものとし、一党一派に偏らないように注意する。なお、選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。

4 経済上の諸問題は、営利を目的とするものは扱わないものとし、市民に重大な影響を与えるおそれのあるものは、慎重を期するものとする。

(社会生活)

第5条 社会生活の安定を図るとともに、相互扶助の精神の昂揚に努め、公安及び公益をみだすことなく、暴力行為はいかなる場合にもこれを是認しないものとする。

2 犯罪に関することは、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり犯罪行為を是認したりしないものとする。

3 風俗に関することは、人命を尊重し、性に関する問題及び不健全な男女関係を魅力的に取り扱うことを避け、特に青少年の健全育成に努力するものとする。

4 武力や暴力、未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。

(表現)

第6条 放送はすべてわかりやすい表現を用い、言葉は原則として標準語によるものとする。ただし、必要やむを得ない場合に方言を用いるときは、その地方の人々に反感又は、不快の念を与えないよう慎重に取り扱うものとする。

2 市民に恐怖感、不安感又は、不快感を与えるような表現は用いないものとする。

3 放送の内容表現及び放送時間の編成は、視聴者の生活時間との関係を充分考慮するとともに、公示関係及び災害、気象通報については、適正、確実に扱うものとする。

4 身体的、精神的障害をもつ人々の感情を刺激しないよう慎重に取り扱うものとする。

5 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響を十分、配慮する。

(広告等)

第7条 商業等を目的とする放送は、公共性等から勘案し、慎重に取り扱うものとする。

2 広告はわかりやすく適正な表現を用い、加入者に錯覚を起こさせるような表現はしないものとする。

3 広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならず、関係法令などに反するものであってはならない。

4 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。

5 いわゆるショッピング番組は、関係法令を遵守するとともに、事実に基づく表現を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。

(訂正)

第8条 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し又は、訂正しなければならない。

### 第3章 各種放送番組の基準

(報道番組)

第9条 報道番組は、言論の自由を尊重し、事実を速やかに報道するものとする。

2 火災その他人命に係る緊急放送は、他の放送に優先して放送するものとする。

(教養番組)

第10条 教養番組は、一般教養の向上を図り、できうる限りあらゆる階層の要望を満たして、文化水準を高めるものとする。

2 社会的関心を高め、生活文化や地域文化についての知識を深める放送とする。

3 学術研究の発表その他専門にわたる放送に関しては、その学術上の権威と重要性を尊重し、取り扱いは一 Generally 認められている倫理と専門的な標準によるものとする。

(教育番組)

第11条 教育番組は、放送の対象を明確にし、番組の内容がその対象にとって有益適切であり教育効果をたかめるものとする。

2 放送を通じて、教育の機会均等を図るものとする。

3 学校教育及び社会教育の基本方針に基づいて実施し、放送でなくては得られない学習効果をあげるように努めるものとする。

(娯楽番組)

第12条 健全なスポーツ精神の涵養と体位の向上に役立つよう努めるものとする。

2 すぐれた文化及び芸能を取り上げ、情操を豊かにするよう努めるものとする。

3 家庭を明るくし、生活を豊にする健全な娯楽を供給するものとする。

### 第4章 自主放送番組の基準

(準用)

第13条 自主放送番組についても、前各条の規定を準用する。

(取材箇所)

第14条 原則として、自主放送番組の取材箇所は阿波市内とする。ただし、徳島県内の市町村において開催される行事等が、市民の活動に密接に関係する場合はこの限りでない。

(取材、編集、放送の制限)

第15条 特定の地域、個人、団体などに偏った催しの取材、編集、放送は、いかなる場合においても公平性を考慮して取り扱うものとする。

2 阿波市議会に関する放送は、議会から要請された内容に基づき放送する。

### 第5章 その他

(委任)

第16条 この番組基準によるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。